

令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処

勧告・指導件数

勧告	指導	合計
5	280	285

原状回復

特定事業者数	特定供給事業者数	原状回復額
279	46,504	7億3257万円

書面調査

- ✓ 中小企業・小規模事業者等（売手側，約630万名）に対する悉皆的な書面調査を実施（中小企業庁と合同）【令和2年5月～】
- ✓ 大規模小売事業者・大企業等（買手側，約8万名）に対し，報告義務を課した書面調査を実施【令和2年5月】

転嫁拒否行為の未然防止

- ✓ 全国で公取委主催説明会を開催（30回）・商工会議所等主催説明会への講師派遣（1回）
- ✓ 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報を実施【令和2年6月】

今後の取組

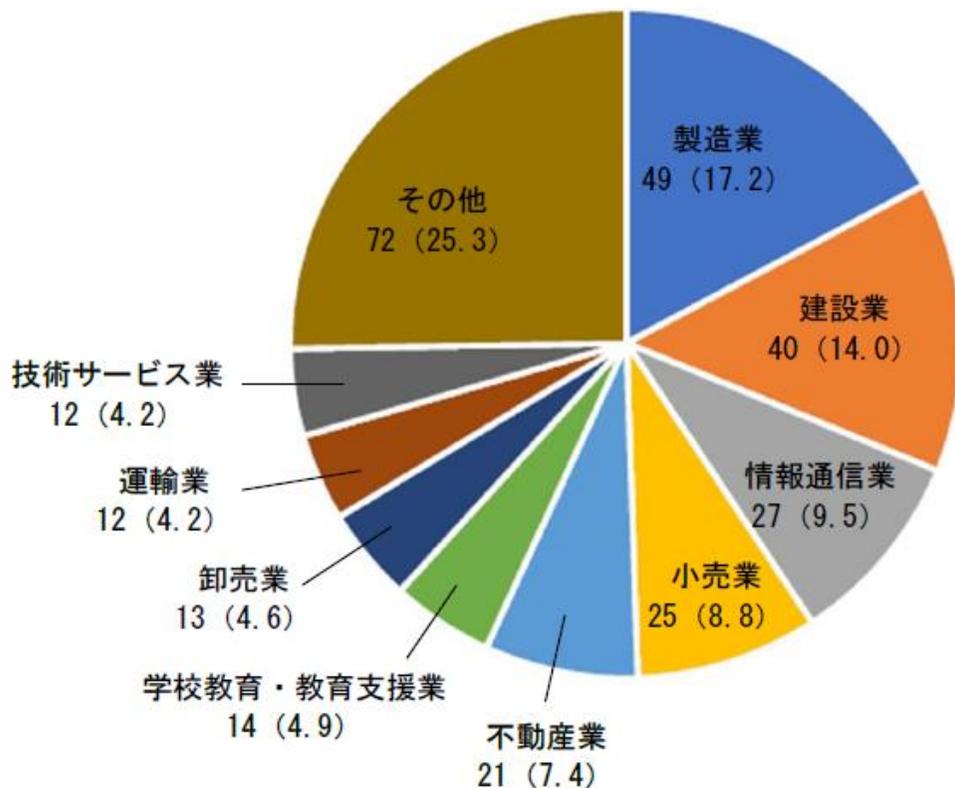
- ✓ 消費税転嫁対策特別措置法の失効（令和3年3月31日）後においても，同法附則第2条第2項の規定に基づき，失効前に行われた転嫁拒否行為に対しては，引き続き，迅速かつ厳正に対処
- ✓ 令和3年度も中小企業・小規模事業者等に対する悉皆的な書面調査を実施
- ✓ 同法の失効前に行われた又は失効前から継続して行われている転嫁拒否行為について，中小企業・小規模事業者等に対する丁寧な相談対応

令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

勧告・指導件数の業種別・行為類型別内訳

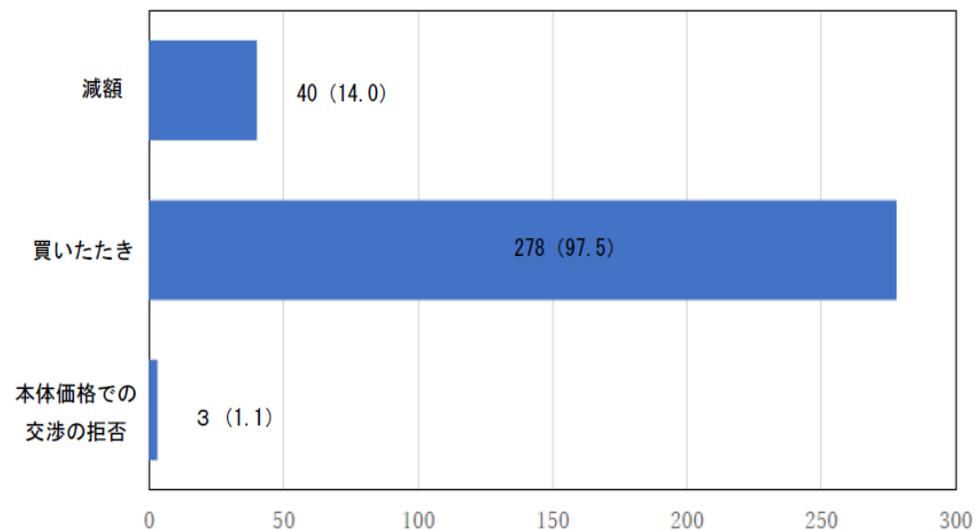
勧告・指導件数（285件）の業種別内訳

単位：件（％）



勧告・指導件数（285件）の行為類型別内訳

単位：件（構成比％）



(※) 1事業者に対して複数の行為について勧告又は指導の措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、勧告・指導件数285件と一致しない。

(※) () 内は、勧告・指導件数に占める割合。

令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

令和2年度の勧告一覧

株式会社はるやまホールディングス・はるやま商事株式会社（令和2年6月10日）【買ったたき】

衣料品等の小売業を営んでいた株式会社はるやまホールディングスは、店舗等の賃貸人の一部に対し、平成26年4月分から平成29年1月分までの賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いて支払った。

衣料品等の小売業を営むはるやま商事株式会社は、店舗等の賃貸人の一部に対し、

- ① 平成29年2月分以後の賃料について、株式会社はるやまホールディングスが消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いた上記賃料と同額の賃料を支払った。
- ② 令和元年10月分以後の賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いて支払った。

株式会社さとふる（令和2年6月26日）【買ったたき】

さとふるさと納税ポータルサイトの企画・運営等の事業を営む株式会社さとふるは、返礼品提供事業者の一部に対し、令和元年10月1日以後に供給を受けた返礼品の単価について、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。

株式会社ダイサン（令和2年8月3日）【買ったたき】

足場等の仮設機材の製造販売、組立・解体工事業等を営む株式会社ダイサンは、足場取付等業務を委託している個人事業者に対し、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後の当該業務の単価について、それぞれ同日前の単価にそれぞれ同日における消費税率引上げ分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該単価に一定期間の施工数量等を乗じた額を支払うことにより、消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い額を当該業務の対価として支払った。

カトーレック株式会社（令和2年12月10日）【買ったたき】

貨物自動車運送事業を営むカトーレック株式会社は、配送業務を委託している委託配送業者に対し、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後の当該業務の報酬単価又は月額報酬について、それぞれ消費税率引上げ分を上乗せせずに当該業務の委託料を支払った。